

令和 7 年度

南部町医師修学資金貸付事業要綱

南 部 町

1. 制度の概要等

(1) 事業の目的

南部町における地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、南部町が開設している病院（以下「南部町医療センター」という。）において、医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸付けるものです。

(2) 対象者

学校教育法による大学の医学を履修する課程に在学し、将来、南部町医療センターに常勤する医師として勤務しようとする者で、他の修学資金その他これに類する資金の貸付けを受けておらず、かつ、引き続き受ける見込みのない者。

(3) 貸付する修学資金の額

月額 15 万円以内

※大学院（修士課程・博士課程）は、貸付の対象外です。

(4) 貸付の期間

在学する大学の正規の修業期間内で、72 月を限度とします。

(5) 償還の免除

- ① 南部町医療センターに医師として常時勤務した場合、当該勤務した期間（当該期間中の休職、停職又は育児休業の期間を除く）が6 月以上であり、かつ、修学資金の貸付けを受けた期間の2 分の1 に達したときは、修学資金の返還債務の全部を免除します。
- ② 南部町医療センターに医師として常時勤務した後、①の期間を在職せず退職した場合、当該勤務期間を修学資金の貸付けを受けた期間で除した数値を貸付けを受けた修学資金の額に乗じた額の修学資金の返還債務を免除します。

(6) 修学資金の返還

- ① つぎの各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して6 月を経過した日の属する月から、修学資金の貸付けを受けた期間の2 分の1 に相当する期間内に、返還するものとします。
 - 1) 契約を解除されたとき。
 - 2) 死亡したとき。
 - 3) 大学を卒業した後2 年以内に医師とならなかったとき。
 - 4) 南部町医療センターに医師として勤務できなくなったとき。
- ② 返還の方法は、月賦の均等払によるものとしますが、繰上返還もできます。

(7) 修学資金の返還債務の猶予

- ① つぎの各号のいずれかに該当する場合には、該当している期間に限り、その返還債務の履行を猶予します。
 - 1) 南部町医療センターに医師として常時勤務しているとき。
 - 2) 医師法（昭和23 年法律第201 号）第16 条の2 第1 項の臨床研修を行っているとき。
 - 3) 学校教育法による大学院の医学に関する修士課程又は博士課程（これらに相当する教育を行う課程を含む。）に在学しているとき。

4) その他特別の事情により他病院に勤務しているとき。ただし、その場合の期間は、医師免許取得後 12 年以内とする。

(8) 修学資金の貸付方法

修学資金は、本人名義の指定銀行口座に振り込みとなります。

振込通知はいたしませんので、各自入金を確認してください。

◎ 振込日ー毎月 20 日（土・日・祝日の場合はその前日）

（但し、初回に限り 4 月分から 7 月分を 8 月に振込みします。）

2. 応募の方法等

(1) 申請方法

必要事項を記入した書類及び添付書類を南部町医療センター事務局へ提出してください。また、ホームページからダウンロードできます。

申請書類等は、南部町医療センターで令和 7 年 4 月 21 日から配付いたします。

(2) 申請受付期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から随時

（但し、木・土・日曜日、国民の祝日は除く。）

(3) 申請受付時間

午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

(4) 必要な書類

① 医師修学資金貸付申請書（第 1 号様式）

※申請には、**法定代理人（連帯保証）が 2 名**（うち 1 名は、青森県内に住所を有する方）必要となります。

・**法定代理人（連帯保証）・・・独立して生計を営む成年者で、修学資金の返還義務を負うことのできる程度の資力を有する人**

② 在学証明書（令和 7 年 4 月 1 日以降発行のもの）

③ （学業）成績証明書（開封無効）

1) 新入学の場合は、卒業した高等学校のもの

2) 在学中の場合は、前年度学年のもの

④ 法定代理人（連帯保証）の印鑑登録証明書

⑤ 法定代理人（連帯保証）の前年の収入、所得、扶養人数、控除等がわかるもの

※源泉徴収票又は申告書の写し

⑥ 法定代理人（連帯保証）の前年の納税証明書又は課税証明書

※税金の滞納がある方は、**法定代理人（連帯保証）になることはできません。**

⑦ 健康診断書（申請日の日前 2 月以内に作成されたもの）

⑧ 誓約書（第 2 号様式）

※将来、南部町医療センターに医師として勤務する意志記載

3 修学資金貸付の決定

申請書等の書類については、学業の成績等をもとに選考・決定します。

4 貸付の決定通知

本人に通知（決定・不承認）する予定です。

5 契約の締結

貸付けが決定となり修学資金の貸付けを行う場合には、南部町と申請者本人、**法定代理人（連帯保証）2名**との間で、貸付契約を締結することになります。

なお、**極度額は借入予定額のそれぞれ2分の1**となります。

6 修学生の遵守事項

修学生は、学業に奨励し、操行に気をつけ、成業することを目指してください。

停学、休学、転学、退学や住所変更の場合は、速やかに報告してください。また、事情により連帯保証人を変更する場合は、承認を受けなければなりません。

7 修学資金の貸付の中止

停学処分や休学となった場合には、その期間の修学金の貸付けは行いません。

○ 問い合わせ

国民健康保険 南部町医療センター

〒039-0502 南部町大字下名久井字白山 87-1

TEL : 0178-76-2001（内線 149）

FAX : 0178-76-2917